

西区自治会町内会等防災情報付広報掲示板整備補助金交付要綱

制 定 平成 24 年 6 月 22 日 西地振第 265 号（区長決裁）
最近改正 令和 7 年 3 月 18 日 西地振第 1118 号（区長決裁）

（目 的）

- 第 1 条 この要綱は、地域住民への広報の円滑な伝達やコミュニティの推進及び防災情報の共有に必要な西区内の自治会町内会等で維持管理する広報掲示板（以下「掲示板」という。）の整備に要する費用の一部を補助することについて、必要な事項を定める。
- 2 西区自治会町内会等防災情報付広報掲示板整備補助金の交付については、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成 17 年 11 月横浜市規則第 139 号。以下「補助金規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

（用語の定義）

- 第 2 条 この要綱における用語の意義は、以下に定めるものの他、補助金規則の例による。

（補助事業者等の範囲）

- 第 3 条 この要綱における補助事業者等は、西区内の自治会、町内会及び地区連合自治会町内会（以下「町内会等」という。）とする。

（補助対象経費）

- 第 4 条 この要綱において補助対象となる経費は、町内会等が公的空間に整備、所有し、利用される掲示板（ただし、広告を掲載するものは除く。）であり、かつ、次の防災に関する情報の二つ以上（以下「防災情報」という。）を恒常的に明示するものに要する経費とする。
- (1) 区が指定する地域防災拠点名
 - (2) 設置場所の海拔
 - (3) その他、区長が認めるもの
- 2 前項の防災情報は、別紙に準じた表示とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、交際費、慶弔費、懇親会費、直接事業と関連のない視察・研修費・食糧費等、客観的に公益上必要性が高いとはいえない経費については、本補助金の対象外とする。

（補助金額）

- 第 5 条 前条の規定に基づく補助金額は、当該年度の予算の範囲内とし、掲示板の整備にかかる費用の 2 分の 1 とする。ただし、1 基あたりの補助限度額は 50,000 円とし、補助金の額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(整備の範囲)

第6条 この要綱における整備とは、次のとおりとする。

- (1) 新設（建替えを含む）、改良
- (2) 修繕（ただし、第4条の条件を既に満たしている掲示板に限る。）

(補助金の交付申請)

第7条 補助金規則第5条第1項の規定により区長が定める補助金交付申請書の提出期限は、原則として当該年度の1月末日とする。

- 2 補助金規則第5条第1項の規定により補助金の交付を受けようとする町内会等は、工事契約前に、西区自治会町内会等防災情報付広報掲示板整備補助金交付申請書（第1号様式）を提出しなければならない。
- 3 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
 - (1) 掲示板設置場所の地図
 - (2) 施工前の写真
 - (3) 掲示板設置場所の土地使用承諾書の写し（新設の場合）
 - (4) 掲示板及び防災情報の図案（修繕の場合を除く）
 - (5) 見積書
 - (6) その他特に区長が必要と認める書類

(交付決定等通知)

第8条 補助金規則第8条の規定による補助金交付決定の通知は、西区自治会町内会等防災情報付広報掲示板整備補助金交付決定通知書（第2号様式）（以下、「決定通知書」という。）により行うものとする。

- 2 補助金規則第6条第3項の規定による補助金を交付しない旨の決定通知は、西区自治会町内会等防災情報付広報掲示板整備補助金不交付決定通知書（第3号様式）により行うものとする。

(申請の取下げ)

第9条 補助金規則第9条第1項の規定により区長が定める補助金交付申請の取下げの期日は、申請者が決定通知書の交付を受けた日の翌日から起算して10日以内の日とする。

(実績報告)

第10条 補助金規則第14条第1項の規定により補助事業者等が区長への報告に用いる書類は、西区自治会町内会等防災情報付広報掲示板整備完了報告書（第4号様式）により行うものとする。

- 2 前項の整備完了報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
 - (1) 掲示板の完成写真
 - (2) 領収書（写し）
 - (3) その他特に区長が必要と認める書類

3 事業完了報告書の提出期限は、事業終了後 30 日以内とする。

(補助金額の確定通知)

第 11 条 補助金規則第 15 条の規定による補助額確定の通知は、西区自治会町内会等防災情報付広報掲示板整備補助金額確定通知書（第 5 号様式）により行うものとする。

(補助金の交付時期)

第 12 条 補助金は、補助額を確定した後に交付するものとする。

(補助金交付の請求)

第 13 条 補助金規則第 18 条第 1 項の規定による補助金の交付の請求は、西区自治会町内会等防災情報付広報掲示板整備補助金交付請求書（第 6 号様式）により行わなければならない。

(調査の実施)

第 14 条 区長は、必要があると認めるときは、補助金の交付対象事業について、町内会等に対して資料の提出を求める等調査を行うことができる。

(補助金の返還)

第 15 条 区長は、町内会等が虚偽又は不正な方法で補助金の交付を受けたことが明らかになった場合は、補助金の全額又は一部の返還を求めることができる。

(関係書類の保存期間)

第 16 条 補助金規則第 26 条の規定により区長が定める関係書類の保存期間は、5 年とする。

(委任)

第 17 条 この要綱に定めるもののほか、この実施に関し必要な事項は西区長が定める。

附 則

この要綱は、平成 24 年 7 月 2 日から施行する。

附則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

この要綱の施行の際、現にこの要綱による改正前の要綱の規定により作成されている様式書類は、当面の間、使用することができる。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

なお、この要綱による改正後の規定は、施行日以降の補助対象事業について適用し、施行日の前日までの補助対象事業は従前の規定による。

第1号様式

西区自治会町内会等防災情報付広報掲示板 整備費補助金交付申請書

年 月 日

横浜市西区長

団体名 _____
代表者住所 _____
代表者氏名 _____

町内会等で所有する、防災情報付広報掲示板を整備するため、補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

なお、補助金の交付を受けるにあたっては、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月30日横浜市規則第139号）及び西区自治会町内会等防災情報付広報掲示板整備補助金交付要綱を遵守します。

1 事業名

西区自治会町内会等防災情報付広報掲示板整備事業

2 整備費（工事費）

¥ _____

【整備費に対する財源】

西区自治会町内会等防災情報付広報掲示板整備補助金	（¥ _____）
自治会町内会等の負担金	（¥ _____）
その他	（¥ _____）
合計	（¥ _____）

3 補助金交付申請額（整備費の1/2、ただし、5万円を上限とし、千円未満切り捨て）

¥ _____

4 設置場所

横浜市西区 _____

5 整備する内容

- 新設（建替えを含む）
 改良（内容： _____）
 修繕（内容： _____）

6 添付書類

- (1) 掲示板設置場所の地図
(2) 施工前の写真
(3) 掲示板設置場所の土地使用承諾書の写し（新設の場合）
(4) 掲示板及び防災情報の図案（修繕の場合を除く）
(5) 見積書
(6) その他、特に区長が必要と認める書類（ _____）

団体名

代表者 様

横浜市西区長



西区自治会町内会等防災情報付広報掲示板 整備補助金交付決定通知書

年 月 日に申請のありました、西区自治会町内会等防災情報付広報掲示板整備補助金については、次の条件を付けて交付します。

1 交付金額及び交付時期

¥

補助の額を確定した後（補助金額確定通知後）に、適法な請求書を受理した後 30 日以内に交付します。

2 掲示板設置場所

横浜市西区 _____

3 交付条件

- （1）この補助金は、西区自治会町内会等防災情報付広報掲示板整備のために使用し、他の事業には流用しないでください。
- （2）事業を中止する場合は速やかに区長に報告してください。
- （3）事業終了後 30 日以内に、整備完了報告書（第 4 号様式）を提出してください。
- （4）虚偽その他不正な手続きで補助金の交付を受けたときは、全額又は一部の返還を求めることがあります。
- （5）補助金の使途について、必要があると認められるときは、調査を行うことがあります。
- （6）次の号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、50,000 円以下の過料に処します。
 - ア 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき
 - イ 補助金を補助対象事業以外の用途に使用したとき

【連絡先】 西区役所地域振興課
担当
電話

第3号様式

西地振 第 号
年 月 日

団体名

代表者

様

横浜市西区長



西区自治会町内会等防災情報付広報掲示板 整備補助金不交付決定通知書

年 月 日に申請のありました、西区自治会町内会等防災情報付広報掲示板整備補助金については、交付しないことと決定しましたので通知します。

不交付の理由

【連絡先】 西区役所地域振興課
担当
電話

第4号様式

西区自治会町内会等防災情報付広報掲示板
整備費完了報告書

年 月 日

横浜市西区長

(申請者)

団体名

代表者住所

代表者氏名

年 月 日西地振第 号で補助金交付決定を受けた事業が完了しましたので、関係書類を添えて報告します。

1 掲示板工事費支払い金額

¥

2 掲示板設置場所

横浜市西区

3 添付書類

(1) 掲示板の完成写真

(2) 領収書(写し)

(3) その他特に区長が必要と認める書類 ()

団体名
代表者 様

横浜市西区長

印

西区自治会町内会等防災情報付広報掲示板
整備費補助金額確定通知書

年 月 日に完了報告書の提出がありました、西区自治会町内会等防災情報付
広報掲示板整備費補助金（掲示板設置場所：横浜市西区 ）については、
次のとおり、その額を確定しましたので通知します。

補助金額確定額 ¥

【連絡先】

西区役所地域振興課
担当
電話

西区自治会町内会等防災情報付広報掲示板
整備費補助金交付請求書

横浜市西区長

団体名 _____

代表者住所 _____

代表者氏名 _____

※口座名義人と請求者が異なる場合、請求者の押印が必要です。

西区自治会町内会等防災情報付広報掲示板整備補助金を下記のとおり請求します。
(掲示板設置場所：横浜市西区 _____)

1 請求額 ¥ _____

2 振込先

フリガナ			
口座名義人			
振込先	銀行 信用金庫 信用組合 農協	支店 出張所	(該当箇所には○をつけてください)
預金種目	普通・当座 (○をつけてください)	口座番号	

※口座名義人が請求者と異なる場合は、以下に署名・押印してください

上記口座に補助金を振り込みください

代表者名 _____ 印

3 添付書類

補助金額確定通知書の写し

○地域防災拠点と海拔表示の例

別紙

300

⇄ 横浜市



さいが いじ ひなんばしよ
災害時避難場所 (地域防災拠点)
E v a c u a t i o n S h e l t e r
と ベ しよ う が っ こ う
戸 部 小 学 校
T O B E S Y O G A K K O U



じばん
ここの地盤 約2m
かいばつ
は海拔
About 2 meters above sea level

160

【基本仕様】

- ・フォント：HG丸ゴシックM-PRO
- ・文字サイズ60（ただし、海拔数のみ72、ふり仮名は18）
- ・英語表記必須（文字サイズ18）

